

需要対応型いちご生産体制強化支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 いちごの輸出等の需要に対応するため、県内の事業実施主体が需要期における収量増加を図る機器等の整備に要する経費について、当該事業の実施主体に対し予算の範囲内において需要対応型いちご生産体制強化支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。「以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象)

第2 補助金の交付対象となる事業、経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(事業の実施期間)

第3 この事業の実施期間は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出しようとする者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施計画書（実施要領別紙1）
- (2) 県税に未納がないことの証明書（県税納税証明書等）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する場合は、交付申請をできないものとする。

- (1) 補助金の交付対象となる事業について、国の補助金の交付を受ける場合
- (2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等である場合
- (3) 県税に未納がある者

5 知事は、前項第2号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察本部長宛て照会することができる。

(交付の条件)

第5 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、別記様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げる以外の軽微な変更にあつては、この限りでない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けること。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、別記様式第5号により速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 2 知事は、交付の決定に当たっては、第4第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等に係る仕入控除税額を減額するものとする。
 - 3 知事は、第4第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(遂行状況報告)

第6 規則第10条の報告は、別記様式第6号によるものとし、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は別記様式第7号によるものとする。

- 2 前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績報告書（実施要領別紙1）
 - (2) 請求書、納品書、領収書の写し
 - (3) 財産管理台帳（別記様式第11号）
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業の完了若しくは廃止承認の日から1月を経過した日又は交付決定のあった日の属する年度（以下「補助事業年度」という。）の3月5日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第9 補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により報告があつた場合には、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第10 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効果の増加した機械等（以下「財産」という。）を、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的に運用しなければならない。

(取組状況報告)

第11 補助事業者は、補助事業年度を含めた3年間の取組状況等について、別記様式第9号により知事に報告しなければならない。

2 前項の報告は、当該年度の翌年度の7月31日までに前年度の取組状況について報告するものとする。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第21条第2号及び第3号の規定により処分の制限を受ける財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の装置等とする。

(処分の制限を受ける期間及び内容)

第13 規則第21条ただし書の規定により処分の制限を受ける期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とし、期間内に当初の交付目的に即した利用が期待し得ないことが明らかになり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分として、当該施設等を当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、別記様式第10号による取得財産処分申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、知事は、取得財産を処分することにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

(帳簿及び書類の備付け等)

第14 補助事業者は、第13の期間内において処分の制限を受ける財産の管理の状況を明らかにするため、別記様式第11号の財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(事業名の掲示)

第15 この補助金により設置された装置等には、補助事業実施年度と事業名を掲示又は記入するものとする。

(書類の提出及び経由)

第16 この要綱により知事に提出する書類は、事業を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとし、地方振興事務所長又は地域事務所長はその写しを保管するものとする。

2 事業実施箇所が複数の圏域にまたがる場合は、その主たる事業実施箇所を所轄する地方振興事務所又は地域事務所を経由するものとする。

(その他)

第17 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年5月20日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月17日から施行し、令和8年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第2及び第3関係）

需要対応型いちご生産体制強化支援事業費補助金の交付対象となる経費及び補助率等

事業の名称	事業実施主体	補助対象経費	補助率・補助上限	事業の実施期間	事業の重要な変更
需要対応型いちご生産体制強化支援事業	1 県内の営農集団（認定農業者又は認定就農者を含む3戸以上の農家の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。） 2 県内に本店を有する農業法人	需要対応型いちご生産体制強化支援事業実施要領に基づき、認定された需要対応型いちご生産体制強化支援事業計画の達成に必要と認められた装置等の導入経費	1／2以内とし、装置等の申請1件当たりの補助金の上限額は1,500千円とする。	交付決定日から補助事業年度の3月5日まで	1 事業実施主体の変更 2 事業実施主体ごとに30%を超える事業量又は事業費の増減

